

「告発文」に関する調査結果につきまして

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」という。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、申請担当が社内で定められた手続を確実に実践していたかどうかを含め、当法人が関わった申請業務全般について、現在、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、調査にあっております。

調査を継続している中で、特別監査チームに対しまして、特定の個人がコンプライアンス違反をしていたという「告発文」が寄せられましたので、鋭意調査を進めてまいりましたが、マーベリック法律事務所（代表弁護士：山縣敦彦、住所：東京都千代田区丸の内1-7-12）とも協議した上で、当該「告発文」に関する当法人の認識を明らかにいたします。

「告発文」に関する調査の進捗経緯は、下記のとおりです。

【情報 I（2019.2.1 公表）】

- F から、当報道（共同通信社の記事）と内容を一にする「告発文」を受領。
 - 「告発文」は、「実体と異なる雇用理由書の作成が組織的に行われています」と記している。
 - 「告発文」は、特定の個人である G・H・I らが虚偽申請に係わっていた、として名指ししている。
 - F は、当法人の申請業務の一部を受託していた。
 - F は、行政書士であり、警視庁に告発した本人である可能性が高い。
- 雇用理由書の作成に関して、「告発文」に記されている F の主張は、下記のとおり。
 - G は、F に対して、あたかも虚偽申請を許容するかの言動を弄していた。（主張①）
 - H・I は、F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した。（主張②）
 - F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した H・I は、「上司の指示」と説明していた（主張③）。
 - G は、当時、H・I の上司であった。
- F は、G との間で金銭トラブルを抱えていた。
 - 金銭トラブルの金額は、235,000 円である。
 - F は、2019 年 1 月 11 日、当該金銭を速やかに支払うよう、当法人に対して通告した。
 - F は、当法人が速やかに支払わない場合は、商事法定利息を追加して支払うよう請求した。
- F は、当報道（共同通信社の記事）のコピーを自事務所の宣伝活動に利用。
 - F は、2019 年 1 月 16 日頃、外国人材の紹介会社に対して、自事務所の宣伝チラシを封入して送付する際に、当報道の記事のコピーを同封した。
 - F が作成した自事務所の宣伝チラシには、「昨年末も、悪質な業者による『虚偽申請』について報道がなされており、入管業務に携わる者として極めて残念に思います（添付資料参



照)。…(中略)…これに対して、弊所は、『正直・公正』を信念にして、入国管理・在留手続に取り組んでおります。…(中略)…外国人の入管・在留手続でお悩みの際には、ぜひ弊所までご相談ください」と書かれている。

【情報 I に関する追加情報 (公表：2019.2.5)】

- F から、下記を内容とする内容証明付き配達証明郵便を受領。
 - F は、「警視庁への告発文書」について、「不知」と主張(「否認」ではない)。
 - F は、「共同通信社に対するコメント」について、「不知」と主張(「否認」ではない)。
 - F は、特別監査チームによる調査活動(F が名指しした G・H・I に対する当チームによる調査と推測される)の影響によって、「問い合わせが相次ぎ、釈明を余儀なくされたため、小職の業務に支障をきたしています」と主張。
 - F は、特別監査チームに対し、「証人威迫罪(刑法 105 条の 2)、信用棄損罪(刑法 233 条前段)および偽計業務妨害罪(刑法 233 条後段)での告訴に向けて、関係資料を提出の上、警視庁と協議しています」と叙述。
- 上記を踏まえて叙述された F の主張は、下記のとおり。
 - F は、「警視庁への告発文書」については「不知」だが、「F が警視庁に告発した」というのは「虚偽」と主張。ただし、告訴に向けて「警視庁と協議」と記述。
 - F は、当法人のプレスリリースにおいて、F の本名を明らかにした上で、「F (本名を明示) が警視庁に告発した、という弊法人の認識は誤りであり、訂正するとともに、F (本名を明示) に深くお詫び申し上げます」と掲載するように要求。
 - 当法人が、G との金銭トラブルに関する書類を F に求めたところ、「警視庁への提出資料」と重複するとして、「今後の捜査への影響を考慮し、提出を控えさせていただきます」と叙述。
- F は、前職において、国会議員政策担当秘書を務めた経歴がある。

【情報 I に関する追加情報 (公表：2019.2.7)】

- F は、申請業務の一部を受託していたが、その業務内容は、雇用理由書の下書きであった。
 - F は、正式な申請書類における雇用主の押印を徴求したことがない。
 - F は、雇用主に対して、雇用理由書の押印を徴求したことがない。
 - F は、雇用主に対して、雇用主から「雇用理由書」の内容を確認した旨を示す「確認依頼書」に押印をいただく手続に携わったことがない。
 - F は、雇用主と連絡を取ったことがない。
 - F は、当法人から、雇用理由書を作成する職務を与えられていない。したがって、雇用理由書の内容を決定する立場ではない。言うまでもなく、雇用理由書の内容を決定するのは、雇用主であって、行政書士ではない。
- 「告発文」に記されている F の主張について、G・H・I は否認している。
 - G は、F に対して、あたかも虚偽申請を許容するかのような言動を弄していた。(主張①)
—— G は、主張①について、「事実ではありません」と否認。
 - H・I は、F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した。(主張②)
—— H は、主張②について、「唆したことはありません」と回答し、直近時において、F 本人



に対し、その事実について直接確認したと申告。

―― I は、主張②について、「何らの違法行為を行っておりません」と否認。

- F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した H・I は、「上司の指示」であると説明していた（主張③）。

―― H は、主張③について、「説明したことはありません」と回答し、直近時において、F 本人に対し、その事実について直接確認したと申告。

―― I は、主張③について、「何らの違法行為を行っておりません」と否認。

【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.14）】

- F は、G に対して、2018 年 7 月 3 日に、275,000 円を請求した。
 - G は、275,000 円のうち、F が受託内容を実施した 40,000 円について承認し、経理担当に命じて、F に対する支払を実行した。
 - 差額の 235,000 円に関する業務について、F は、G が委託した業務内容を履行していない。
 - F は、委託された業務内容を履行していないにもかかわらず、235,000 円を請求する理由を「民法 651 条第 2 項に基づく請求」と「民法 130 条に基づく請求」とであると表明している。
 - 民法 651 条第 2 項「当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。」
 - 民法 130 条「条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。」
- F が、G の委託した業務内容を履行しなかった経緯は、下記のとおり。
 - G は、F に対して、雇用理由書の下書きを依頼した。
 - F は、詳細な資料がなければ下書きができない、と主張した。
 - G は、F に対し、「それでは結構です」と言って、当該業務を他の行政書士にお願いした。
 - F は、G から 275,000 円の請求書を受領したとき、「235,000 円については、業務を履行していないので、お支払できない」と通告した。

【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.18）】

- F から、下記を内容とする内容証明付き配達証明郵便を受領。
 - 「G は、主張①を否認しているが、F の主張が正しいという証拠はあるか」という当法人からの質問に対して、現時点において、F は「すでに警視庁へ提出しております。そのため、今後の捜査への影響を考慮し提出を控えさせていただきます」と回答。
 - 「H は、主張②及び主張③を否認しているが、F の主張が正しいという証拠はあるか」という当法人からの質問に対して、F は、「すでに警視庁へ提出しております。そのため、今後の捜査への影響を考慮し提出を控えさせていただきます」と回答。
 - 「I は、主張②及び主張③を否認しているが、F の主張が正しいという証拠はあるか」という当法人からの質問に対して、F は、「すでに警視庁へ提出しております。そのため、今後の捜査への影響を考慮し提出を控えさせていただきます」と回答。
 - F からの請求書に関して、「民法 651 条第 2 項及び民法 130 条の趣旨を明確にされたい」とい



う当法人からの質問に対して、Fは、「警視庁への相談内容」と重複するとして、「今後の捜査への影響を考慮し、提出を控えさせていただきます」と回答。

【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.19）】

- Fから、下記を内容とする内容証明付き配達証明郵便を受領。
 - Fは、当法人から、「証人威迫罪（刑法 105 条の 2）、信用棄損罪（刑法 233 条前段）および偽計業務妨害罪（刑法 233 条後段）による被害を受けており、これらの告訴に向けて、警視庁と協議しています」と叙述。
 - Fは、当法人に対し、法的措置を行使することになる、として恫喝。
- Fは、当法人が支払う謂れの無い金額（235,000 円）を支払うよう、強要し続けている。
 - Fは、235,000 円に相当する業務を遂行しておらず、当該金額に関し、Fが主張する民法 651 条第 2 項及び民法 130 条が適用される余地はない。
 - Fは、「警視庁」あるいは「告訴」をチラつかせることによって、当法人を畏怖させ、法的根拠のない当該金額を脅し取ろうと画策しており、この行為は、恐喝罪（刑法 249 条）を構成する可能性がある。

【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.22）】

- 当特別監査チームは、下記の諸点に関して、Fに見解を質しているが、Fは、反論あるいは反証の内容を何ら明確にすることなく、「すでに警視庁へ提出しております。そのため、今後の捜査への影響を考慮し提出を控えさせていただきます」と回答するのみで、何ら立証がない。
 - 「Gは、主張①を否認しているが、Fの主張が正しいという証拠はあるか」という当チームからの質問に対して、Fからの説明はない。
 - 「Hは、主張②及び主張③を否認しているが、Fの主張が正しいという証拠はあるか」という当チームからの質問に対して、Fからの説明はない。ちなみに、Hは、主張②及び主張③が事実ではないことについて、Fに直接確認した旨を特別監査チームに申告している。
 - 「Iは、主張②及び主張③を否認しているが、Fの主張が正しいという証拠はあるか」という当チームからの質問に対して、Fからの説明はない。
 - Fの請求書に関して、「民法 651 条第 2 項及び民法 130 条の趣旨を明確にされたい」という当チームからの質問に対して、Fからの説明はない。

以上の事実を踏まえ、Fによる「告発文」の内容に関する当法人の見解をとりまとめました。当法人の見解は、下記のとおりです。

1. 現時点において、「G・H・Iらが虚偽申請に係わっていた」とするFの主張を立証する物証は、Fの証言以外にはなく、極めて根拠に乏しいと判断せざるを得ない。
 - 主張①は、Gは、Fに対して、あたかも虚偽申請を許容するような言動を弄していた、としているものの、Gによる虚偽申請の事実を適示していない。
 - 主張②は、H・Iは、Fに対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した、として、Fに対する虚偽申請の教唆を適示している。ただし、H・Iは、教唆の事実を否認しており、

中でも H は、F に対して、直接、教唆の事実がなかったことを確認したと申告している。

- この間、F からは、H・I による教唆の事実を裏付ける証拠が提出されず、「H が F に対して教唆の事実がなかったことを確認したこと」に対する否認もなされていない。
2. 「実体と異なる雇用理由書の作成が組織的に行われています」とする F の主張を立証する物証は皆無であり、根拠不在と言わざるを得ない。
- G が、F に委託していた業務内容は、雇用理由書の下書きであって、雇用理由書の作成ではない。また、申請書類の作成でもない。
 - F が主張する「虚偽申請」は、「H・I による虚偽申請の教唆」であるが、上記のとおり、H・I に否認されているほか、根拠に乏しい。
 - 万が一、F が正しかったとしても、F が主張する「虚偽申請」に係った者は、H・I に限定され、「組織的に行われている」という表現には、明らかな虚偽がある。
 - 当法人は、法令遵守のためのコンプライアンス体制を構築しており、「実体と異なる雇用理由書の作成が組織的に行われています」ということはあり得ない。万が一、特定の個人が社内のルールを無視して虚偽申請を行ったということがあったとしても、それは、当該個人によるルール違反であって、「組織的」なものではあり得ない。
3. 本件に関する F の主張や行動は、常人が理解に窮する点が少なくない。
- F は、当特別監査チームから、「警視庁への告発文書」や「共同通信社に対するコメント」について、自分の関与が問われたにもかかわらず、「否認」(事実ではない)ではなく、「不知」(知らない)と主張している。
 - F は、特別監査チームに対し、「証人威迫罪(刑法 105 条の 2)、信用棄損罪(刑法 233 条前段)および偽計業務妨害罪(刑法 233 条後段)での告訴に向けて、警視庁と協議しています」と脅迫めいた行動をし続けている。
 - F は、特別監査チームからの質問に対して、真正面から答えることなく、「警視庁へ提出しております」と回答することによって、間接的に威圧しようとしている。
 - F は、G から委託された業務内容を履行しなかったにもかかわらず、当法人に 235,000 円を請求している。
 - G は、F ができないと主張した、という「やむを得ない事由」によって、委託を解除しただけであるにもかかわらず、F は、民法 651 条第 2 項(委託の解除における賠償)や民法 130 条(条件の成就の妨害)の適用を主張して、請求権を正当化している。これらの主張は、法的に根拠不明であり、これらの条文を適用すること自体が誤っている。
 - F は、当報道(共同通信社の記事)のコピーを自事務所の宣伝活動に利用している。

上記の諸点を総合的に鑑みて、特別監査チームとしましては、F による「告発文」は事実無根である、と判断せざるを得ない、という結論に達しました。

当法人としては、当報道を契機に、より一層の法令遵守を徹底させていく所存ですので、今後ともご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。



あじあ行政書士法人
ASIA OFFICIAL VISA ADVISERS
新移民に力、在留資格に力、海外移住

あじあ行政書士法人
法務部長 合田千華